

# 全国厚生労働関係部局長会議 (厚生分科会)資料

- ・ 経済連携協定(EPA)の締結状況等について
- ・ 国際協力の推進について

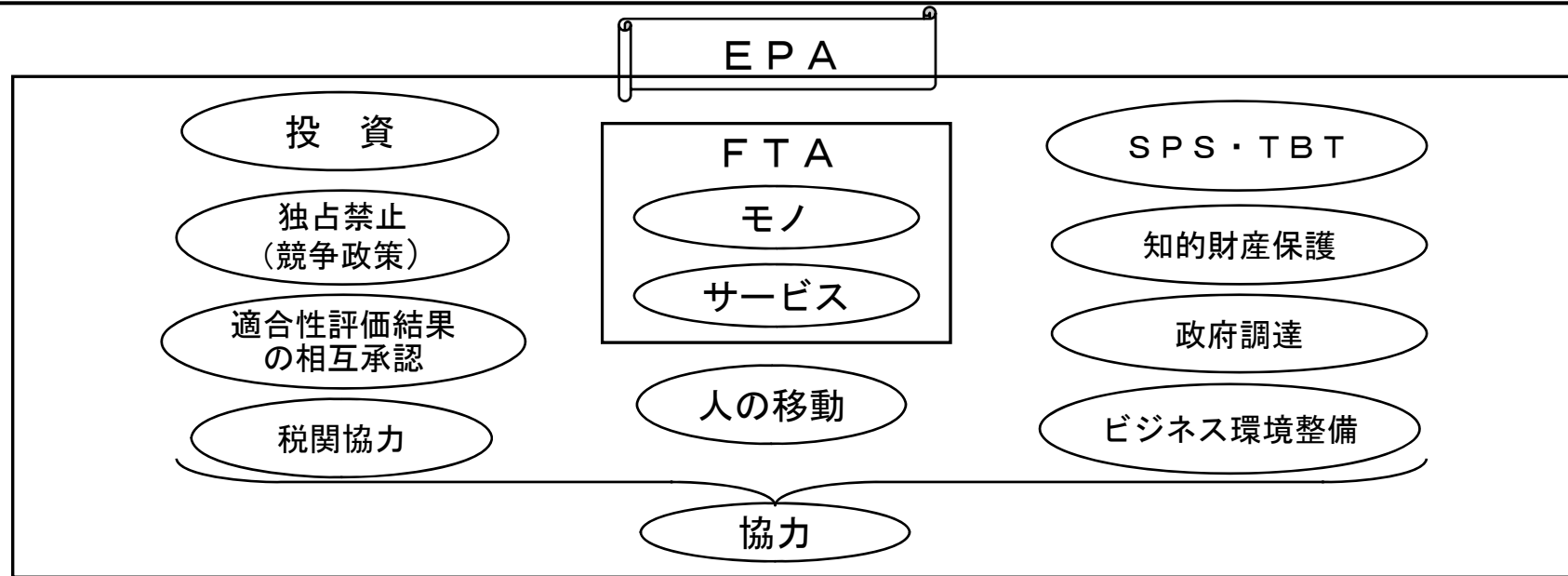
平成 22 年 1 月 14 日(木)

厚生労働省大臣官房国際課

# 経済連携協定（EPA）とは

「経済連携協定」（EPA：Economic Partnership Agreement）は、WTO（世界貿易機関）と中心とした多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとするもの。

一般的には、「自由貿易協定」（FTA：Free Trade Agreement）の呼称が使用されているが、日本においては、いわゆる自由貿易協定（物品やサービスの貿易障壁の削減・撤廃を目的とする）の要素に加え、投資、人の移動、知的財産保護、協力等の広範な分野を対象としていることから、協定の名称は「経済連携協定」（EPA）を用いている。



（参考）日・フィリピン経済連携協定の構成（165条からなる本文と8の附属書により構成。和文で721ページ）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 第1章 総則         | 第8章 投資         |
| 第2章 物品の貿易      | 第9章 自然人の移動     |
| 第3章 原産地規則      | 第10章 知的財産      |
| 第4章 税関手続       | 第11章 政府調達      |
| 第5章 貿易取引文書の電子化 | 第12章 競争        |
| 第6章 相互承認       | 第13章 ビジネス環境の整備 |
| 第7章 サービスの貿易    | 第14章 協力        |
- （以下略）

## 経済連携協定（EPA）の締結状況等について

国名	状 況
シンガポール	締結済み(2002年11月発効、改正議定書2007年9月発効)。
メキシコ	締結済み(2005年4月発効、追加議定書2007年4月発効)。
マレーシア	締結済み(2006年7月発効)。
フィリピン	締結済み(2008年12月発効)。 看護師・介護福祉士候補者の受入れについて合意。今年度は310名の候補者が入国、来年度も受入れ実施予定。
タイ	締結済み(2007年11月発効)。 介護福祉士及びタイ・スパ・セラピストの受入れの可能性について2012年以降交渉を再開。
チリ	締結済み(2007年9月発効)。
インドネシア	締結済み(2008年7月発効)。 看護師・介護福祉士候補者の受入れについて合意。今年度は362名の候補者が入国、来年度も受入れ実施予定。
韓国	2003年12月に正式交渉開始。
ASEAN全体	締結済み(2008年12月発効)。
ブルネイ	締結済み(2008年7月発効)。
GCC(中東6国)	2006年9月に正式交渉開始。
ベトナム	締結済み(2009年10月発効) 看護師・介護福祉士の受入れの可能性について継続交渉予定。
インド	2007年1月に正式交渉開始。
オーストラリア	2007年4月に正式交渉開始。
スイス	締結済み(2009年9月発効)
ペルー	2009年5月正式交渉開始。

フィリピン、インドネシアから特例的に受け入れている看護師・介護福祉士候補者（次ページ参照）については、地方公共団体を通じた日本語習得等の支援策に係る経費を平成22年度予算案に盛り込んだところであり、詳細は医政局及び社会・援護局提出資料を参照されたい。

# 平成21年度 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団 (JICWELS) が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんに依頼することはできない。

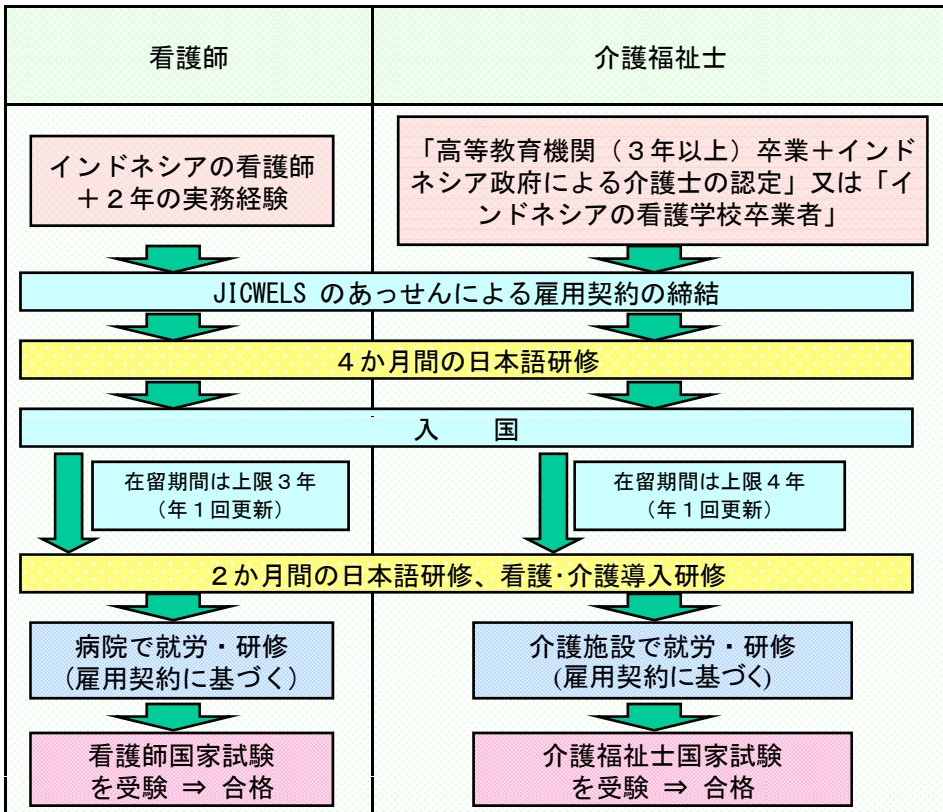
## インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣208人(看護104人、介護104人)を受け入れた。

平成21年7月 インドネシアで4か月間の日本語研修を開始。

平成21年11月 第2陣361人(看護173人、介護188人)が入国し、2か月間の日本語研修を経て22年1月より就労開始予定。(この他、日本語研修免除者1名は10月に入国し、就労開始。)



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

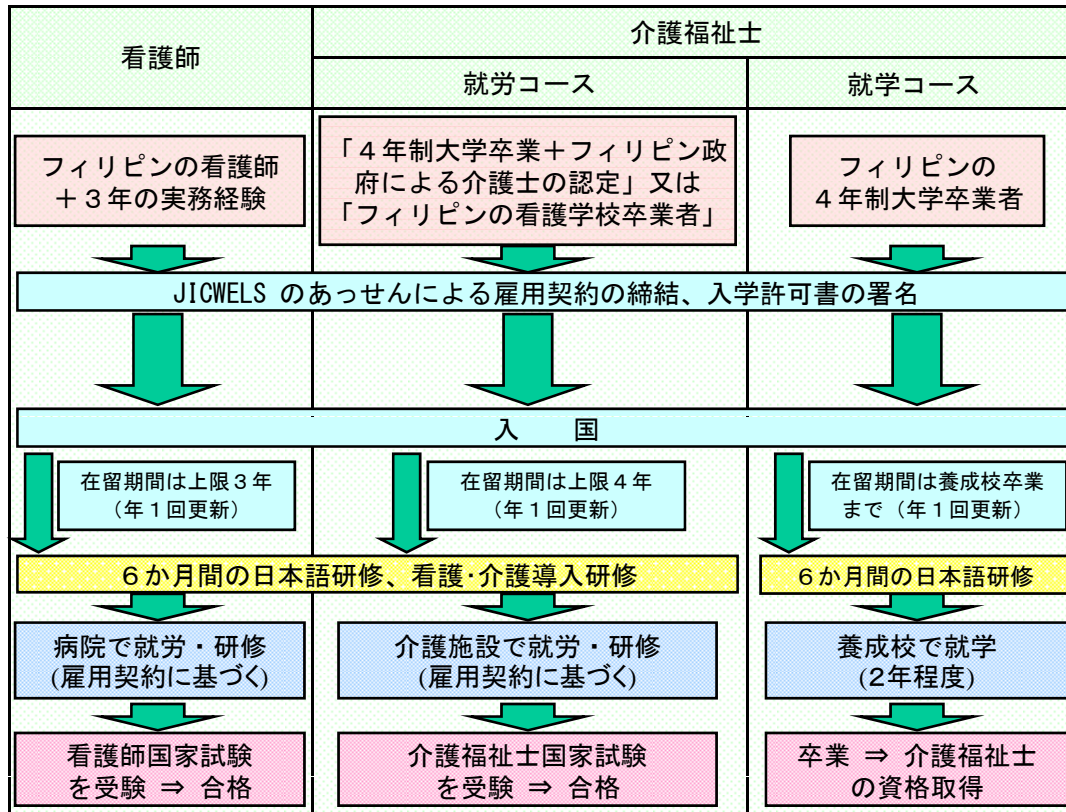
※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

## フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年5月 就労コースの候補者が入国、6か月間日本語研修を受講。10月より看護師候補者88人が就労開始。11月より介護福祉士候補者178人が就労開始(日本語研修免除者10人は6月より就労開始)。

平成21年9月 就学コースの介護福祉士候補者27人が入国し、6か月間の日本語研修を受講中。22年4月より就学開始予定。



※受入れ最大人数：当初2年で1000人(看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人)

※不合格者(資格を取得しなかった者)は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。(更新あり、上限なし)

# 国際協力の推進について

我が国の国際協力において、保健医療、福祉、上水道等の厚生労働分野における協力は、政府開発援助大綱に掲げられた主要な課題として、また、国連ミレニアム開発目標とも密接に関係するなど、その重要性が増しています。

このため、厚生労働省では、開発途上国の人づくりへの支援の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、以下の諸施策を推進しています。

## 1. アジア諸国を中心とした行政官研修

アジア諸国等から要望の高い分野について行政官等に対する研修事業を実施し、企画・立案に携わる中核を担う人材育成のニーズに応えています。

（地方公共団体との関係）

都道府県、政令指定都市、中核市の皆様方には、高級事務レベル社会福祉行政研修、薬事行政官研修、感染症対策研修等8分野において、業務の紹介・意見交換・視察などに協力をいただいているところ、引き続きご協力をお願いいたします。

## 2. 技術協力プロジェクト

我が国が開発途上国に対して行う技術協力として、JICAにより、様々な二国間技術協力プロジェクトが実施されています。

（地方公共団体との関係）

地方公共団体におかれては、水道分野等の技術協力プロジェクトについて、従来より専門家の派遣等に協力をいただいているところ、引き続きご協力をお願いいたします。

## 3. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

厚生労働省においては、社会福祉及び保健医療の分野における人材育成の強化及び日本とASEAN各国の協力関係の強化を目的として、2003年から、ASEAN10カ国の社会福祉と保健医療政策を担当する行政官（局長級及び課長級）を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しています。

（地方公共団体との関係）

都道府県、政令指定都市、中核市の皆様方には、本事業に関して、地方公共団体の業務の紹介、意見交換及び視察先の紹介・調整など様々な協力をいただいているところですが、引き続きご協力をお願いいたします。